

そうだ 傍聴へ行こう！ 皆さん「議会の傍聴」 って知っていますか？



議会の主な内容

議会は、3月(予算中心)・6月・9月(決算中心)・12月の年4回あります。

一般質問…住民生活にかかわる問題等について、議員が政策提案も含めて行なう質問です。

条例…県・市町村の事務に関して定められる法令の1つです。

予算…1年間の歳入(収入)と歳出(支出)の見積りのことです。議会の議決を経て成立します。

決算…1年間の歳入・歳出の結果を、予算と比較してまとめたものです。議会は決算の状況を審査し、適当と認めれば認定します。

議会の傍聴って

議会では、皆さんの生活に関わるさまざまな問題について、活発な論議を行なっています。本会議はだれでもその様子を見ることができます。傍聴は、議会活動に触れる最も身近な方法です。

次回の定例会は
9月2日(月)開会
皆さんぜひお越しください

どうやったら

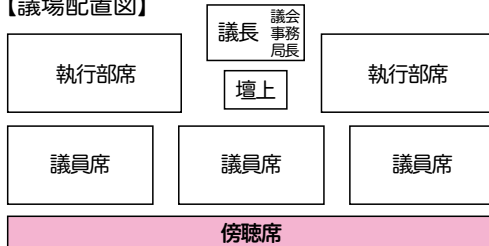
○本庁舎3階議会事務局で、受付(住所・氏名)をしていただくだけです。

○議会・傍聴席は3階です。

【問い合わせ】 議会事務局

TEL 0480-42-8824

【議場配置図】



条例制定までの経過

このことにより、議会活動を活性化し、議会での議論を充実させるとともに、より市民に開かれた議会とするため、情報公開と市民参加の推進に努め、併せて、議会改革と自己研さんを継続し、公平公正な議会運営を徹底することにより、市民の信頼と負託に的確に応える議会であり続けることを目指します。

議会基本条例制定の意義

議会基本条例は、その理念を全議員で共有することにより、議員の構成に変更があっても変わることはない議会の基本姿勢を明らかにしています。

今回の改選に伴い新たな議員で6月定例会会期中に議会基本条例を再確認致しました。

幸手市議会基本条例とは

市議会では、平成25年第3回定例会において、議会基本条例制定特別委員会を設置。平成25年9月27日から平成26年11月21日まで21回開催し、平成27年4月1日施行致しました。

議会のココがポイントです

議員間の自由討議

議会は「言論の場」であり、合議制機関です。現在でも、委員会では一部自由討議が行われていますが、今後、さらに積極的な「自由討議」に努めます。

市民参加の推進と議会報告会の開催

市民が議会活動に参加する機会を確保するとともに、議会活動を広報するための「議会報告会」を必要に応じて開催します。

議員の質問に対する市長等の一問一答方式

一般質問等において、議論の争点および論点を明らかにし、市民のみならず、市民にわかりやすい議論とするため、市長等が質問の趣旨、内容、背景、根拠の確認等のために一問一答方式を行っています。